



神宮文庫蔵・守武本『伊勢物語聞書』は実隆説にあ
らず：三条西家流伊勢物語注釈の展開（一）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-09-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青木, 賜鶴子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00005182

神宮文庫蔵・守武本『伊勢物語聞書』は実隆説にあらず

——三条西家流伊勢物語注釈の展開(一)——

青木 賜鶴子

(一)

室町時代後期における伊勢物語注釈史を論じる場合に、三条西実隆・公条・実枝を中心とする三条西家流の注釈を無視することはできない。しかし、その注釈書の中には、残念なことに、誤まった位置付けがなされたままに現在に至っているものも少なくない。以前、三条西実隆の名を借りた偽作であることを論証した(注1)『伊勢物語直解』(『未刊国文古注釈体系』所収)もそのうちの一つであったが、本稿では、神宮文庫所蔵の荒木田守武書写「伊勢物語聞書」(三八〇四)を取り上げたい。本聞書(以下「守武本伊勢物語聞書」と呼ぶ)に関しては、『荒木田守武集』(昭和二十六年・神宮司斤刊)において、「三条西実隆の註釋を守武が筆寫したもの」(荒木田守武翁遺文書目録並解説)、「実隆講義の間書」(荒木田守武翁年譜)とされ、『国書総目録』でも、三条西実隆の講釈の間書とされている。また、昭和五八年刊行の『神宮古典籍影印叢刊10-1 荒木田守

武集』に収められ、その解説(福井毅氏担当)においても、実隆の講釈と明記した箇所はないという事実を指摘されながらも、従来の実隆講釈説を結論しておられる。

このように、現在のところ、『守武本伊勢物語聞書』は、三条西実隆の講釈の間書とするのが通説のようであるが、三条西家の人物の講釈であることは疑えないものの、それを実隆とする根拠はなく、具体的に内容を検討すると、むしろ実隆の息、公条の講釈と考えるのが妥当ではないかと思われる。以下、それを論証するとともに、伊勢物語注釈史における本聞書の位置づけを試みておきたいと思う。

(一)

『守武本伊勢物語聞書』の書誌については、前掲『神宮古典籍影印叢刊』の解説に詳しいので省略するが、解説者の福井毅氏も指摘しておられるように、三条西実隆の講釈と明記した箇所がないことにまず注意しなければならない。

すなわち、巻頭に、

君臣 父母 夫妻 朋友

三条殿いせ物語聞書

と端書して簡単な総論を載せ、その次に、

西殿以聞書写之／守武

とあり、また、奥に、

天文七年六月十二日 守武（花押）

と記されているのであるが、これは、三条西家の人物の勢語講釈の聞書を、荒木田守武が天文七年（一五三八）六月十二日に書き写したことを示してはいても、実隆の講釈であったとする根拠にはならないのである。

そこで、最初に注目したいのは、『守武本聞書』の二箇所に引かれている「古入道どの」の説である。

一つは、第一段、

むかし、をどこ、うひかうぶりして、奈良の京、春日の里に、しるよしして、かりにいにけり。

の「かりにいにけり」の注である。

鷹がりの事也。古入道どののは、さんじの事とちかき比はよ

み給ひしなり。かりにるにけりは、むたる心にや、となり。

とはいひけれどその（よ）説か（よ）説か

これをもし実隆の講釈であったとすると、「古入道どの」は、「ちかき比」に実隆に講釈した人物である。「どの」「——給

ひし」は、聞書した人物の立場から書かれたとしても、実隆が講釈を受け、「古入道」と呼ぶ人物は誰なのだろうか。

実隆が伊勢物語の講釈を受けた人物と言えば、第一に考えられるのは宗祇であるが、実隆が宗祇のことを「古入道」と呼ぶとは思えない。ちなみに、杉原伊賀守孝盛が実隆の講釈を聞書した『伊語聴説』（陽明文庫所蔵）では、「宗祇説」「祇説」などとされている。

また、この「かりにいにけり」の解釈については、古来、「狩」もしくは「鷹狩」としているのだが、宗祇の講釈を肖柏が聞書した『伊勢物語自聞抄』を見ると、

かりにいにけり、業平なにとなくかりをして遊たるなるべし。一禅御説同之。むかしは心のまゝに狩りをしけるなり。

《注②》

と、宗祇もやはり「狩」の意に解釈していたことが知られる。

これは、宗長が聞書した『伊勢物語宗長聞書』などでも同様であって、宗祇説を伝える注釈書には、「古入道」の説のように「さんじの事」つまり「仮」の意とするものは見当たらないのである。

「古入道」説のもう一例は、九十四段の注である。

ろうじてとは、ろうじてとは、わがおもひをつゝまで、もらす心也。古入道どの、ろんじてと也。春秋をいふ間、ろんずる也。

この段は、「いかがありけむ」「すまずな」った女との贈答を中心に据えている。女にはすでに別の男がいるが、子供がいたので、時々は便りをよこす仲である。その女は絵を書く人なので、書きにやるのだが、女は、今の男が来ていると言って、「ひとひ、ふつか」よこさない。そこで、主人公は、「ことはりと思へど、猶、人をばうらみつべき物になんありける」と、「ろうじて」次の歌を詠む。

秋の夜ははるひ忘るゝものなれや露に霧やちへまざるらむ
時は秋、今の男を「秋の夜」に、自分を「春日」にたとえて、もう私のことなどお忘れになったのでしようよ、というのである。

この「ろうじて」に関しては、一条兼良の『愚見抄』に、
ろうは、晝也。人をてうろうする事也。《注3》
と、「あざけって」の解釈が見え、宗祇は、
もらす也云々。又、弄じてにや。(肖聞抄)

「あざけって」の解釈が見え、宗祇は、
もらす也云々。又、弄じてにや。(肖聞抄)
弄 編じて也。心裏に、此恨をこめずして云所、編して也。古
註に、晝^あじてとあざける心にいへり。(宗長聞書)《注3》
と、「漏じて(自分の思いをもらして)」又は、「弄じて(からか
つて)」などと解釈している。

『守武本聞書』にも、はじめに「もらす心」とあって、やはり宗祇の流であることを示しているが、「古人道」の「論じて」説は、右のように『肖聞抄』などには載せられておらず、

「古人道」が宗祇を指しているとはとても思えないのである。

さらに、『守武本聞書』の注釈内容を、『伊勢物語惟清抄』(実隆講・清原宣賢筆記)などに見える実隆の説と比較検討してみると、後述するように、実隆の説とは相違するものも多い。

このように、『守武本聞書』の講釈が三条西実隆のものとする従来の説には、疑問を抱かざるを得ないのである。

(二二)

そこで、視点を転じて、この「古人道」の説と一致するものを探してみると、実隆の説として伝えられている説と一致するのである。

まず、一段の「かりにいにけり」は、公条の甥、九条種通の『伊勢物語九禪抄』に、

愚見抄には鷹狩とあり。只、暫時たるべしと道進院は説給ふ也。(略)《注4》

と、「暫時」説が道進院実隆の説としてあげられている。また、学習院大学国語国文学研究室所蔵、三条西家旧蔵の「尹上(下)」と題する三条西公条の勢語注釈書(今、仮に『伊勢物語称名院抄』と呼ぶ)を見ると、

(略) 古来鷹狩の心に用侍也。度々講尺此分也。近日今案とて被命云、これは只、仮三居^{カサ}けりにて心おだやかなる歟。

いにけりの仮名づかひにかゝりて此説あり。(略) い文字・
る文字は、上古はかなの差別あるべからざれば、仮居、可
然歟。但、古来、狩の意を用來れり。可隨所好とぞ。

とある。実隆の度々の講釈では「狩」の意としていたが、「近
日今案」として実隆が言うには、「い」と「る」は上古では通
用していたので、「仮二居ニケリ」と解釈するのがよからうか、
というのである。まさに「古人道」の「ちかき比」の説である。

また、九十四段の方も、『称名院抄』に、

(略) 又仰云、論の字歟。春秋論じていへば也。

とあって、実隆の「仰云」説が先の「古人道」の説と一致して
いる。

仮にこの講釈をした人物を公条と考えるならば、父実隆を
「古人道」と呼ぶことに不自然さは感じられない。

また、『称名院抄』の成立は天文五年、実隆はその翌年の天
文六年に歿しているのだが、荒木田守武がこの間書を書写した
のは天文七年六月であるから、そのものとの間書は、遅くともそ
の頃までには成立していたはずである。すると、『称名院抄』
に見える実隆の「近日」の説が、『守武本間書』に「古人道」
の「ちかき頃」の説として載っているのも当然ということにな
る。つまり、もとの間書の成立は、実隆が歿した天文六年以
降、守武が書写する天文七年以前、ということなのである。

(四)

『守武本間書』の講釈が公条のものであったとするもう一つ
の根拠は、公条が出した種々の新説を載せていることである。
たとえば、八十七段において、

むかしのうたに、

あしのやのなだのしほやきいとまなみつげのをぐしもさ
ゞできにけり

とよみけるぞ、この里をよみける。こゝをなむ、あしやの
なだとはいひける。

と紹介される歌は、類歌が万葉集巻三・二七八に、

シヲアマハ メ カネキキ イマキ シケノヨダ トモミナツ
然之海人者 軍布茹塩焼 無暇 髮梳乃小櫛 取毛不見久
二
尔 〔石川少郎〕

とあり、また、新古今集雑中・一五九〇には、「題しらず 在
原業平朝臣」として、物語の歌の形で収められている(但、第
五句「ささずきにけり」。現代では、すでに有名になっていた
万葉集歌(の異伝)を伊勢物語の作者が利用し、新古今集の撰
者は、伊勢物語の和歌を業平の作とする伝承を容認する姿勢で
撰歌したと考えるのが一般的である。しかし、伊勢物語を実在
の業平の伝にとらえ、勅撰集の記述をそのまま事実と信じてい
た当時の人々にとっては、勅撰集に業平作とある歌が万葉集に

別人の作として載っていて、物語でも「昔の歌」とされているなどというのは大いなる不審であった。一条兼良の『愚見抄』は、右の事実をそのまま示し、宗祇は、その事実をふまえた上で、「此物語にては、只むかしの歌と心得べし」(肖聞抄)と、いわば事実には目をつむる方法で物語としての読み方を説いている。そして実隆も、「爰は古歌と見よ也」(伊語聴説)と、宗祇の説を受け継いでいたのである。

それに対して、公条の『称名院抄』は、次のように述べている。

私案之。此哥、新古今、業平の哥にのせ侍り。尤可然哉。

此万葉歌にはことの外かはりたり。此外に、たゞそのまゝにて、一句など用かへて、此物語の哥にしけり。事あたらしく古哥をむかしの哥といふべからざる歎。むかしとかけるとは、昔男とかけると類なるべし。業平の我自哥を昔の哥といひたるなるべし。然ば、新古今の心、尤宜にや。(下略)

万葉集の歌とは異同があるし、万葉集の歌を利用した他の章段では「昔の歌」とは記されていないのだから、万葉歌をここでわざわざ「昔の歌」と記するのはおかしい、この「昔」は、「昔、男」の時代すなわち業平の時代であり、業平が自分自身の歌を「昔の歌」と呼んだと考えるべきだといふのである。そして、全く同じ歌を業平作として載せる新古今集によるべしと主張している。このように見れば、伊勢物語に「昔の歌」と記

され、万葉集に類歌があったとしても、業平の伝として物語を鑑賞することができるし、勅撰集の記述と矛盾することもないのである。

また、九条種通の『九裨抄』には、

(略) 業平の歌に落着して、道へ称名院談合之処、尤可然よしを同心之旨、儘に永祿三庚申南呂之比聴聞之時、対愚老人道右府被語之也。

とある。「入道右府」とは、天文十一年(一五四二)に右大臣となり、十三年(一五四四)に落飾した称名院公条のことであるが、永祿三年(一五六〇)八月、種通が公条の勢語講釈を聴聞した時、公条が言うには、「昔の歌」イコール業平の歌だとする公条の新説を追善院実隆に「談合」したところ、実隆も「尤然るべきよしを同心」したものである。父実隆にも同意してもらって、得意になって種通に語って聞かせる公条の姿が目には浮かぶようである。

この『九裨抄』の記述によつて、前述した『称名院抄』の説は、公条が初めて出した新説であり、公条もかなり自信をもつて主張していたことが知られる。また、この説は、当時かなり斬新な説であつたらしく、里村紹巴の『伊勢物語紹巴抄』に「仍覚初テ御覧。奇妙云々。注5」と評され、細川幽斎の『伊勢物語闕疑抄』にも、「称名院殿、始て御論んじ出されたり。奇妙也。注6」と記されている。そこで、『守武本問書』を見

ると、

むかしのうたにとは、昔なりひらの本かやうによみ給し。と、簡単な記述ではあるが、まさにその新説を載せているのである。

同様の例をもう一つ加えておこう。

伊勢物語の中には、明らかに別人の作とわかる歌を取り込んだ章段が少なくないが、十一段で主人公が詠む、

忘るなよ程は雲るになりぬとも空ゆく月のめぐりあふまでの和歌も、拾遺集では、「たちばなのたゞもと」が「人のむすめ」に贈った歌になっている(雑上・四七〇)。これも古来、不審とされてきたが、先の八十七段の場合と同様に、兼良は「作者相違せり」と事実の指摘に終わっており、宗祇や夷隆は、「此物語にては業平の歌と心うべし」(引用は『肖聞抄』)。「惟清抄」も同様)と、その事実を認めた上で物語としての鑑賞法を説いている。しかし、公条は、

第八

此哥拾遺にあり。作者橋直幹也。作者相違せりと古来の不審也。今案、業平の哥、一決せり。其故は、直幹は天曆の比の人也。業平よりは莫大の後生也。されば、拾遺にも作者には不載之。詞書に「たちばなのたゞもとが人のむすめにしのびて物いひ侍ける比、遠き所にまかり侍とてこの女のもとにいひつかはしける」とあり。以之思之。自歌ならば、作者に橋直幹とこそあるべき。読人しらすのなみにいれ侍

り。時に相応したる哥なれば、業平の哥をかきてやりたるなるべし。(称名院抄)

と述べる。『拾遺集』において、和歌の作者橋忠基が、作者名表記としてではなく、詞書の中に示されている事実(注7)によって、すでに流布していた業平の歌を、忠基がその場で利用したのだと説くのである。

現代においては、この説をそのまま首肯することはできないかもしれない。業平の実作であったのならば、業平の生きた時代からそれほどの時を経ずして編纂された拾遺集が、その事実を無視して、あえて忠基の作として撰歌するとは思えないからである。しかし、古歌の利用という点に關して言えば、たとえば、源氏物語空蟬巻において、空蟬が伊勢集にある有名な歌、うつけみの羽におく露の木がくれてしのびしのびにぬるる袖かな

をそのまま利用して、高貴な人に愛される女としての思いを表現したように、十分に可能性のある考え方だと言えるだろう。まして、伊勢物語全体を業平の伝としてとらえていた当時の人々にとっては、まさに画期的な説であったと思われる。ちなみに、この説も、『紹巴抄』に「称名院殿新注」として、『關疑抄』にも「称名院殿新義」として載せられている。公条の説の特色については、別の機会に改めて論じてみたいと思っているが、以上二例を見るだけでも、物語の記述の不審について、

作品を総合的にとらえる視点から、すべての事実を矛盾なく説明できる見解を示そうとしているのがわかると思う。そして、それは、『紹巴抄』や『闕疑抄』が公条の新説として伝えていように、公条によって始めてうち出された姿勢なのである。

そのことを確認した上で、『守武本間書』を見ると、

忘なよ、そなたもわれも遠ざくともなり。橋のたゞもとがうた、拾遺のうたにあり。あやまりなり。成平のうたなり。ことの葉に、橋のたゞもと。かきやうは、なりひらのうたを書てつかはしたり。なかもりが子也。

と、その新説を主張しており、やはり公条の講釈であることは疑えないと思うのである。

(五)

このように、『守武本間書』は、公条が独自の姿勢で生み出した新しい解釈を載せていることが明らかになった。それは、『称名院抄』にすでに見える説であったが、一般的な語句の解釈に関しても、実際、『称名院抄』と共通する説がきわめて多い。はじめに触れた『神宮古典籍影印叢刊』の解説において、福井毅氏は、本間書の内容が官内庁審陵部所蔵の諸注集成「惟清抄」(一五四・二一)所引の「勢」の注に近いことを指摘されたのだが、この注こそ、私が『称名院抄』と仮称している、公条の注釈書からの引用なのである(注8)。従って、当然のこと

ながら、実隆の説とは相違するものが多い。

まず、前掲一段の注には、「古入道」の「暫時」「仮二居二ケリ」説の後に「とはいひけれどその(よ)いにけりと有間、行こゝろもあり」と記されているが、『称名院抄』を見ると、首書に、

かりにいにけり、今案、仮り二行ケリナルベシ。此物語廿二段奥、あひみては心ひとつをかはしまの水の——。とはいひけれどその夜いにけり、とあり。此いにけりも、哥には行末の事をいひたれども、堪忍しがたきにや、やがて其夜行タル義也。

とあって、『守武本間書』と同様に、二十二段の「その夜いにけり」は「ソノ夜行ツタ」意であるから、一段の「かりにいにけり」も「仮二行ツタ」と解釈すべき旨を主張している。それが「今案」として示されていることからわかるように、この説は『惟清抄』などの実隆関係のものには全く見えず、公条の新説と考えるべきものである。

また、十五段、

むかし、みちのくにへて、なでふことなき人のめに通ひけるに、あやしう、さやうにてあるべき女ともあらず見えければ、

の「なでふことなき」について、『守武本間書』と『称名院抄』を比較してみると、

<p>守武本 間書</p> <p>むかし、なでうことなきとは、一条どの、何でうとあそばしたるが、何ほどの事なきにてはなし。ほめたる事也。何でう事なき人は、よき女也。</p>	<p>称名院抄</p> <p>なでう事なきとは、愚見、無何条事也。なにほどの事もなきといふ事也。(略)いかゞ。こゝの心は、人をかろしめぬ詞とみえたり。何条とは、人を蔑如したる詞也。さもなき人とは、よろしき人と也。</p>
<p>と、兩者ともに、一条禅閣兼良の『伊勢物語愚見抄』の説である「なにほどの事もなき」とする説を批判して、「ほめたる事」「よき女」「よろしき人」の意であると主張しているが、『伊勢物語惟清抄』には、「人ヲアナドリテ云辞也。サセル人ニモアラザルヲ云。《注9》」とあって、実隆の説はこれとは相違していることがわかるのである。</p> <p>次に、十六段、三代の帝にお仕えた紀有常が、「世かはり、時うつ」って、「世のつねの人のこともあらず」なつた時にも、「人からは心うつくしく、あてはかなることをこのみて、こと人にも似ず。」と語られる「あてはか」の注を見よう。</p>	<p>守武本 間書</p> <p>あてはかは風流也。</p> <p>人のこともあらずは、おとろ</p>
<p>よのつねの人のことも、こと</p> <p>もは如也。おとろへたるさま</p>	<p>称名院抄</p>

へたる也。西殿御せつ。

世のつねは、世上の世わたる事也。

あてはかは、あてがいはかなきと有。てんぶくの本わろし。

あてはかなき事をこのむ也と云々。これは、世間の事に心をかけず、物はかなく風流なる也。(略) 天福本は、文字濁る声あり。不審也。

一方が講釈の間書である以上、行文まで全く一致するというわけではないが、叙述の内容は共通している。そして、『守武本間書』の不完全な部分、たとえば末尾の「天福の本わろし」の理由が『称名院抄』に「文字濁る声あり」と述べられている、というように、『称名院抄』と対照することによって、『守武本間書』の言わんとすることがさらによく理解できる場合も少なくない。さらに、『惟清抄』など実隆関係のものは、天福本の声点について全く言及することがなく、おそらく公衆から注目し始めたものと思われるのである。

今、声点について触れたが、『守武本間書』が載せる清濁に関する注記も、実隆の説とは相違し、公衆の説に一致する場合が多い。

たとえば、六十五段の「さうじ」は、天理図書館所蔵の宣賢

自筆本『惟清抄』に「サウシ称即説」とあることから、實際の説(右側の声点)とは相違して公条の新説であることが知られるし、二十三段「つゝる西段」の「も、實際の「古つゝる当」の「(伊語聴説)ではなく、公条の「つゝるつ」(紹巴抄)と一致するのである。

以上述べてきたように、『守武本伊勢物語聞書』は、従来言われてきたような實際の講釈の聞書ではなく、公条の講釈の聞書とすべきであり、その成立は、天文六、七年と見てよいと思うのである。

《注1》拙稿『伊勢物語直解』の成立——その實際作にあらざること——(『中古文学』二八号)

《注2》『伊勢物語肖闇抄』の引用は、片桐洋一先生『伊勢物語の研究(資料篇)』所収の片桐洋一先生御架蔵本(文明十二年本系統)による。

《注3》『伊勢物語愚見抄』、『伊勢物語宗長聞書』の引用は、同書所収の京都大学国語学国文学研究室蔵本による。

《注4》『伊勢物語九禅抄』の引用は、慶応義塾図書館蔵『伊勢物語聞書』(一〇一〇・一〇二二)による。

《注5》『伊勢物語紹巴抄』の引用は、初雁文庫所蔵『伊勢物語

語註書』(二・四三〇)による。

《注6》『伊勢物語闕疑抄』の引用は、片桐洋一先生前掲書所収の京都府総合資料館蔵本による。

《注7》なお、この和歌は、拾遺抄雑下・五二八には、詞書の「人のむすめ」の部分が「人のめ」とあり、作者名「たゞもと」とある。

《注8》松尾権氏「学習院大学国語国文学研究室蔵・三条西家旧蔵本考(一)——伊勢物語其一——」(『学習院大学国語国文学会誌』九号)、大津有一博士「続伊勢物語古注釈の研究」(『金沢大学国語国文学』三号)参照。

《注9》『伊勢物語惟清抄』の引用は、天理図書館善本蔵書『和歌・物語古註集』所収の天文十七年宣賢自筆本による。

※なお、写本から引用する際は、私に濁点、句読点等を施した。